

## 令和元年第6回美祢市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和元年6月14日(金) 午後2時00分
- 2 場 所 美祢市勤労青少年ホーム 2階 大会議室
- 3 出席農業委員
- |     |       |     |        |     |        |
|-----|-------|-----|--------|-----|--------|
| 議長  | 山本 正二 |     |        |     |        |
| 1番  | 倉増 知  | 2番  | 宮崎 春夫  | 3番  | 俵 薫    |
| 4番  | 伊藤 新司 | 5番  | 安部 好恵  | 6番  | 岸 英法   |
| 7番  | 村上 浩一 | 8番  | 石田 健治郎 | 10番 | 伊藤 美和子 |
| 11番 | 萬代 泰生 | 12番 | 井町 哲   | 13番 | 武藤 康志  |
| 14番 | 縄田 善博 | 16番 | 伊藤 太一  | 17番 | 馬屋原 眞一 |
| 18番 | 桑原 正彦 | 19番 | 山本 正二  |     |        |
- 4 出席推進委員
- |       |        |      |
|-------|--------|------|
| 岩山 澄男 | 大橋 つや子 | 篠田 巧 |
| 山縣 正明 | 吉村 徹   |      |
- 5 欠席農業委員
- 15番 安富 法明
- 6 欠席推進委員
- |       |       |       |
|-------|-------|-------|
| 阿川 伸美 | 大石 洋典 | 山田 孝治 |
|-------|-------|-------|
- 7 事務局
- |            |          |          |
|------------|----------|----------|
| 事務局長 安永 一男 | 主幹 中村 正寿 | 主事 小幡 和希 |
|------------|----------|----------|

事務局	午後2時00分開会
議長	<p>互礼。</p> <p>只今から令和元年第6回総会を開会いたします。本日の出席委員は18名中、17名で、定数に達しておりますので本総会が成立していることをご報告いたします。尚、本日欠席の委員は15番、安富委員、只今議会中でございます。それでは美祢市農業委員会議規則第16条第2項の規定により議事録署名委員ですが議長の方より指名させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。「はい」の声）ありがとうございます。それでは指名をいたします。11番、萬代委員。14番、縄田委員。よろしく願いいたします。雨が降らないので田にならない方もいらっしゃるんじゃないかと思っておりますが、今日の夕方から明日にかけてかなり降るようでございます。どうしても水の無い所は最後のチャンスじゃないかというふうに思っております。と言うのが遅くなりますので無理をされないようにやっていただいたらというふうに思っております。私も最後の苗代であと2反ありますが、その田を3分の1ほど昨日の晩から今日の朝にかけて代をかいた後3分の2残っていますが、火曜日くらいには無理やり植代かいて植えてみようかなと思っております。火曜日が抗がん剤の投与で一番きつい時なんです。田植え機の上に乗っているんなら我慢できるというふうに思っています。それと7月いっぱい抗がん剤の投与で、とりあえずの治療は終わるようでございます。ご心配をかけしましたけれど、ありがとうございます。8月に入ってMRIなどの検査がありますけれど、その検査でよほどの事が無い限り治療が続くと言う事はないというふうに思っております。だから、ごく普通に復帰できるんじゃないかなと思っております。本当にありがとうございます。それでは議事の方に移りたいと思います。</p> <p>議事順位第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題と致します。番号1、2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議事の前に申し訳ありませんが、先月の総会で質問のありました、●●●の大規模太陽光発電設備の延長理由ですが、林地開発許可にのっとり●●●●と協議のもと造成工事を行っていましたが、協議を重ねた結果、当初の公示計画を見直し、工事完了予定が2021年9月末に変更されたためです。これからの事業計画としては、2019年9月末に基礎工事着工予定、2021年9月末工事完了予定です。</p> <p>それと続きまして、修正をお願いいたします。議案6ページ、番号1番、所在地が●●●●●となつていますが、正しくは●●●●●●です。それと議案17ページ、番号2番、現況の欄、20年以上前に耕作放棄後となっておりますが、正しくは100年以上前です。訂正しお詫び申し上げます。</p>

	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。長年小作している申請地を譲渡人から買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、自作地、借受地について、適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号で禁止されている農地所有適格法人以外の法人の取得ではありません。第3号で禁止されている信託の引き受けによる取得ではございません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>2件目。遠方に居住しており耕作管理が困難な譲渡人から申請地を買い受けるものです。まず第1号の全部効率利用要件についてですが、後程説明させていただきます、報告第3号により自作地、借受地について適正に耕作されています。農機具の保有状況により農地を効率的に耕作管理することが見込まれます。第2号、第3号には該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人の世帯員の農作業を行う日数は基準を満たしております。第5号の下限面積要件は当市の1000㎡以上の要件を満たしております。第6号の転貸禁止要件に該当しません。最後に第7号の周辺農地の利用に支障はないものと考えます。以上の通り農地法第3条、第2項の各号許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。</p>
石田委員	<p>8番の石田です。6月7日金曜日でしたけど、山本会長、事務局2名、各地元推進委員、井町委員と石田で現地調査を行いました。まず、番号1の件ですが、譲受人の●●●●●さんの現状の全部耕作状況の現地確認をいたしました。この現地は●●●を●●●●●から東へ約2km。●●●●●交差点から●●方面へ約500mくらい行った山間の●●氏の宅地の側にある畑地になります。現地には梅やキュウリなど植えてありまして、保全管理等もよくされているようでした。その他、水田、全て稲作対応をされていてよく管理されておりました。今回、購入される水田もその近くにある水田でございます。従いまして、今回の取得農地を含め全部効率要件は適用されるというふうに判断いたします。以上です。</p>
議長	<p>2番。</p>
井町委員	<p>12番の井町です。2番の件は、先月保留になった件でございまして、現地は●●●●●の前を通過して●●●●●の途中の所でござい</p>

	<p>ます。●●さん、先月は現地が分からないという事でございましたが、この度は耕作要件を見させていただきました。ページ17ページに出てまいります、先程100年前という話がありましたが、圃場整備前から畑に一部倉庫が建っております、それはもう圃場整備より前からあったということで、あと現地の現況証明が出ております。それと合わせて耕作はしてありましたので問題はないと思います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いします。</p>
岩山推進委員	<p>2番の●●さんの所ですが、井町委員と一緒にいきまして、今言われた通りでありますので、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1番の●●さんですけれど、1年くらい前に水田を1000㎡あまり購入をされております。3条で。今回はその水田の縁にある畑という事ですが、地目は田なんです、実際には畑作物が作られております。ご本人自体は●●を退職された方で、家で奥さんと2人で農業をされておられるという感じでございます。別に問題はないと思っています。委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第1号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第1号は原案の通り決定をいたします。 続きまして議事順位第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。番号1から2を事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2件朗読。 1件目。申請地は●●●●●●●●●●から南西へ3.1kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。申請人は市内に居住し農業を営む者です。農業を継ぐため息子が帰ってくるので、申請地に駐車場、農業用倉庫への進入路、農業用資材置場を設置するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 2件目。申請地は●●●●●●●●●●から南西へ2.4kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。</p>

議長	<p>申請人は市内に居住する無職の者です。申請地に倉庫と駐車場を設置するものです。この案件については、農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
石田委員	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。</p>
議長	<p>1番ですけども、この農地は●●●●●号線、●●●●●から南へ約2km●●●●●ですが、申請人は●●●●●氏の家の裏側に隣接する農振ではない畑地でした。この農地は集落の市道に面しておりまして、車の出入りがしやすい。家の奥にある農業倉庫、器具倉庫への出入もここから入れれば難なくというような状況です。周辺農地への駐車場等の設置については何ら悪影響もなくて、転用許可しても問題ないというふうに判断しました。以上です。</p>
井町委員	<p>2番。</p>
議長	<p>12番の井町です。5ページをご覧ください。現場は●●●●●。今、●●●●●の方へ行っておりますが、一番近いのが●●●●●●と●●●●●●があります。そのすぐ側でございます。水路としても一番最後の田んぼになります。ここを倉庫にするという事で、また後、報告1号で出てまいります、残りの所はこの泥を取りまして、そこに盛り土をして畑で作ると、今年なんかは水がありませんので、田んぼで作る事はなかなか難しいというような状況でございます、何ら問題はないと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。</p> <p>2番。</p>
篠田推進委員	<p>推進委員の篠田でございますが、先程、井町委員から報告がありました通りでして別に問題はないものと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。1番につきましては、周辺農地はありません。隣接しておる農地は一切ありませんので、全くそっちの方の影響はないと思っております。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移り</p>



	<p>7件目。申請地は、●●●●●●●●●●から南東へ2.2kmの位置にある公共投資の対象となっていない小団地の第2農地です。申請地を取得し、災害復旧工事に伴う資材置場、現場事務所等を設置するものです。この件につきましては、一時転用ですので事業終了後に原状回復をする旨が記載された誓約書が提出されています。また、平成31年4月頃に農地法の許可を得る事なく現場事務所等を設置され、今日まで利用されています。この事に対するお詫びと今後、農地法を順守する旨の始末書が提出されています。この案件については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>石田委員</p>	<p>石田です。まず1番です。この農地は、●●●から北へ約500mくらいの所で●●●●●の●●●●●があります。ページ7ページに地図が載っていますが、●●●●●の●●●●●南側を通ってJR側に進んで行くと、●●●●●の側にある農地という事です。この地域は農用地外と言う事で、また第3種の居住区域となっている、周辺農家の耕作者も高齢化が進みつつある。保全管理もままならない田んぼも増えてきている状況でございます。特に周辺農地への民家への影響はないと思われまので、太陽光発電施設の転用許可は問題ないと思っております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>2番、3番、4番、5番、6番まで。</p>
<p>石田委員</p>	<p>次も太陽光発電に関する案件です。この案件は以前、●●●の既に太陽光が設置されているんですけど、その一画の農地です。9ページの所に申請地の地図があります。●●●●●に農地があります。奥にこの地域、私もいろいろ耕作される方を探したんですけど、なかなか難しい状況で、所有者にもいろいろあたりました。言い方は悪いんですけども、強く耕作して欲しいという旨を伝えるような感じではなかったのでやむを得ないと思いますが、この地域かなり耕作放棄等が進んでおりますので、何か転用がないかなと思っておったんですけども、太陽光発電で問題なしと判断しております。今後もこの地域、●●●は進んでいくのではないかなというふうに思います。特に問題はないと思います。</p> <p>それから、3番と4番になりますけども、●●●、●●●から●●●●●に沿って、北西方向に進んで行きますと、●●●地域があります。ここも耕作放棄地、保全管理は多少はされておりましたが、段々耕作放棄地が増えてきています。なかなか耕作される方が見つからないという状況でしたけども、●●●地域と同じように太陽光発電設備が順次開発されていくのではないかなと思っております。番号3番の方が、11ページの3番。3が設置場所。4がそれに伴う進入路、工事用道路。一時転用というかたちになってお</p>

	<p>ります。川沿いの農地になります。特に農地としての悪影響はないと思いますので、3番、4番、転用は問題ないと判断しました。それから次の5番になります。●●●●●の件ですけれども、●●●●●を●●●●●交差点から●●方面へ進んで行くんですけども、その道沿い。●●のバス停が1kmくらい行った所にございます。その道沿いのすぐ傾斜が山になっているので、その田んぼ2枚という事になります。以前、農振除外の申請が出ていまして、この転用が許可されたという事で今回、資材置場、駐車場としての転用の申請が出ております。この農地の斜め斜面上にある、●●●●●というところがございます。ここからの申請で駐車場と倉庫というような転用をされます。特に周辺農地への悪影響はないと思います。水利組合等への説明も既に済んでいると前回言っておられました。特に問題はないと思います。</p> <p>6番ですけれども、この農地は●●●●●を●●●●●から南に2km。●●、●●の交差点を右折してすぐにあります。●●●●●がすぐにありますけれども、この事務所の隣にこの申請地があります。倉庫と駐車場が、先程報告がありましたけれども、既に使われているという状況でございました。特に駐車場も家も問題は見当たりませんでした。結果として、転用を許可しても問題ないというふうに判断いたしました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。では、7番。</p>
井町委員	<p>12番の井町です。ページの17ページ、18ページをご覧くださいだと思います。現場は、●●●●●の●●から●の方へ向って、●●に入りまして、1番始めを左に曲がるという事で、●●●●●号線のすぐ側に現地があります。もう一部ユンボが入っておりまして、ちょっと掘ったような形跡がありました。事務局からもありましたが、始末書が出されておりますが、これからは、許可が下りるまでは、やらないという事で一時転用という事で、いろいろこの会社は問題があるようでございますが、今後はしないという事でございますので問題はないと思っております。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは地元委員より補足説明がございましたらお願いいたします。</p>
山縣推進委員	<p>推進委員の山縣です。1番、2番、3番、4番について、今、石田委員さんが言われたように別段問題はないと思います。ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。5番。5番については先程石田さんが言われたように昨年の終わりくらいだったと思います。除外申請が出た所でございます。別に問題はないと思います。下に若干農地が残りますけれども、もう既に耕作放棄地の様な状態で草刈りのみがさ</p>



	<p>れているような所でございます。別に問題はないと思います。もし、●●さんの方から何かあれば。</p>
伊藤(新)委員	<p>全部やってほしかった。残さずに。</p>
議長	<p>6番も欠席ですので、6番につきましては、昭和40年頃ですから普通であれば現況証明で落とせる所ですが、ここ地籍が入りまして地籍の時にまだ、圃場整備ができておりませんでしたので、その田んぼの一部を無断転用をしていたものですから、そのまま農地のまま残った所でございます。地籍の関係で通常の5条が出たという案件でございます。</p> <p>7番。</p>
桑原委員	<p>17番、桑原ですが、井町さんが言われた通りで問題はありませんが、事前着工であります。その他については周りに荒れた農地はありますけれど、これによつての迷惑はないと思いますのでよろしくご審議のほどお願いします。</p>
議長	<p>7番について、今、使用を禁止していると井町さんの方より言われましたが、何故かと言いますと、昨年1件、全く同じ業者が田代でやはり一時転用を無断でやったという案件がありまして、その時も厳しく言ったんですけれど、また同じ事を繰り返したと言う事で今回は許可が出るまでは、使用をしないようにという注意をして帰った次第でございます。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。(「はい」の声) それでは採決に移りたいと思います。議案第3号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	<p>挙手。</p>
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よつて議案第3号は原案の通り決定をし常設審議委員会の方へ附します。</p> <p>それでは続きまして議事順位第4 議案第4号 農振法に基づく農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●●●●●●●から北東へ3kmの位置にある農用地区域内農地です。携帯電話無線基地局を設置するための除外申請です。</p>

	以上でございます。ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。
井町委員	1 2 番の井町です。現地は●●から●●●●に抜ける道でございます。●●の途中に●●●●がありますが、その場所でございます。あと、設置が出てまいります。この件ですね。それもあります。現地はちゃんとしてありますので、問題はないと思います。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いいたします。
吉村推進委員	推進委員の吉村でございます。先程、井町委員が説明された通り問題はないと思います。よろしく申し上げます。
議長	ありがとうございます。委員のみなさんのより何かご意見がございましたらお願いします。よろしゅうございますか。異議なしの声がありました。よろしゅうございますか。「はい」の声。それでは採決に移りたいと思います。議案第4号につきまして原案の通り当番委員の報告による協議結果を意見として決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第4号は協議結果を附して市長の方に送付いたします。続きまして議事順位第5 議案第5号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	朗読。 今回、全体で8筆でございます。全体面積が10,106㎡。貸し手が4名、受け手が4名でございます。内訳につきましては、4ページ目をご覧ください。公告番号1番、2番につきましては、担い手の方が耕作されます。3番につきましては、借り手は農業者の方で、自宅近くの農地を耕作されます。4番につきましては、貸し手の父親の死亡により、空き家となった家を借り手が購入する予定です。その借り手の方が新規に就農したいと言う事で、貸し手の父親の家にあります、農機具を借りて耕作される予定でございます。

	<p>す。農業経営基盤強化促進法第18号第3項の要件、農用地の利用計画が利用方法に適合する事、農用地を効率的に利用して耕作する事、耕作に必要な農作業に常時従事する事の利用計画要件を満たしていると考えております。審議の程よろしく申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の方で何か分かる事がありましたら、お願いをいたします。1番。徳坂。徳坂の近くの農業委員さんいらっしゃいませんか。</p>
岸委員	<p>全然問題ないと思います。本来なら、もうちょっと早くに出されるべきだったんですけども、印鑑をもらうのを忘れて、いろいろ提出したり、持って帰ったりと言う事が続きましたので、少し提出が遅れました。申し訳ございません。</p>
議長	<p>2番。岩永本郷。武藤さんか。</p>
武藤委員	<p>場所がよく分からない。</p>
議長	<p>伊藤さん。</p>
伊藤(太)委員	<p>これは、●●●●さんという方が、6月初めの頃に家取りの主人が亡くなられたんです。それで、●●●さん、2軒隣ですから、ここで話合っただけの家の周りにはあるんですけど、圃場整備地区です。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。3番。●●。</p>
伊藤(太)委員	<p>私のエリアではありますけど、分担外ですけど、●●●さん、●●に出ている訳ですけど、あの辺に田んぼをお持ちです。●●さんというは●●●●で、今、69歳くらいですかね。これも大作りではないんですけど、隣にあるという事で便があったという事だろうと思います。</p>
議長	<p>ありがとうございます。4番。</p>

伊藤(太)委員	これは、はっきり言って、局長。●●さんという名字さえ私、承知しておりませんので。
議長	局長の方で分かれば。
事務局	この●●さんという方は、●●●●●●、●●の借家に今、住んでおられる方です。
議長	<p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>委員のみなさんより何かご意見がございましたら、お願いいたします。作ってもらえるんですからいいですけど。よろしければ、採決に移りたいと思います</p> <p>議案第5号につきまして原案の通り決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。</p>
委員	挙手。
議長	<p>ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第5号は原案の通り決定を致します。</p> <p>それでは続きまして議事順位第6 議案第6号 美祢市農地利用状況調査員設置要綱の変更についてを議題といたします。事務局より議案の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>美祢市農地利用状況調査員設置要綱（案）という物をご用意ください。これは、平成29年の7月の14日に、第7回の総会においてこの要綱が承認されたわけですが、今後、利用調査をするようになりますが、ちょっと要綱を変更しなければならないという事がありましたので、今日起案として報告いたしました。内容的には、第5条の所と、変更する所は下線で線を引いております。第5条の所で、地区を担当する5条の所と、第9条の手当、附則の所でございます。一番最後のページに、現行の所と改正案の所に付けております。第5条の委嘱の所は地域別、その他を勘案し、会長が委嘱する。と書いてある、左側の、地区を担当する農地利用最適化推進委員と農業委員から構成しというふうに変更したいと思っております。第9条の方は、第5条第2項を適用し、毎月一括してという所を弁償条例に基づき、年度末に支払うという事で変更させていただきます。最適化交付金でこの手当を支給するように、令和元年、今回分からなりますので、このように変更させていただきたいと思っております。この7月16日は次の総会で農地利用状況調査員会を設置しようと思っておりますので、この日にちを設定しております。よろしくご審議をお願いします。</p>

議長	ありがとうございます。今、事務局より説明がありましたように、美祢市農地利用状況調査員設置要綱の一部改正につきまして、委員のみなさんより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）それでは採決に移りたいと思います。議案第6号につきまして決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。
委員	挙手。
議長	ありがとうございます。全員、賛成。よって議案第6号は原案の通り決定し、7月の最適化委員会にもう一度かけて施行する事と致します。 それでは続きまして議事順位第7 報告第1号 畑地造成事前報告についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。
事務局	1件朗読。 申請地は、●●●●●●●●●●から南西に2.4kmの位置にある田です。議案第2号、番号2の隣の土地になります。取水ができなくなり、耕作効率が悪いため畑地造成するものです。 以上、報告いたします。
議長	ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いします。
井町委員	12番の井町です。4条申請の時も少しお話しました。倉庫を作って、その残りの所を、倉庫の所の上泥を剥いでそこに持って行くという事で、最初に言いましたが、水も充てにくいですし、畑地でいった方がいいと思います。今年なんかは水が足りませんので、これは問題ないと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。
議長	ありがとうございます。地元委員より補足説明がありましたらお願いします。
篠田推進委員	推進委員の別府の篠田でございますが、今、井町委員が言われた通り、図面を見られても分かると思いますが、現状は水利も非常に悪い所で、水田には適さない所で荒れる可能性があるのも、むしろ植栽をされたらいい事じゃないかなと思いますので、問題は全くございません。以上です。

議長	<p>ありがとうございます。それでは、委員のみなさんより何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言もないようでございますので、以上で報告第1号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第8 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1件朗読。</p> <p>申請地は、●●●●●●●●●●から北東に3kmの位置にある第2種農地です。携帯電話基地局を設置する届出です。以上、報告いたします。</p>
議長	<p>それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>
井町委員	<p>12番の井町です。先程の議案第4号で除外申請が出ておりました。その件でございます。携帯基地局を建てるという事で、●●の●●でございます。問題もないと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見ありましたら、お願いいたします。（「異議なし」の声）異議なしの声がありますが、よろしゅうございますか。（「はい」の声）特に発言ないようでございますので、以上をもちまして報告第2号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第9 報告第3号 農地転用現況証明についてを議題といたします。1から2までを事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2件朗読。</p> <p>1件目。申請が2筆。20年以上前に耕作放棄後、現在は竹等が繁茂し、山林となっている状況でございます。</p> <p>2件目。申請が1筆。100年以上前より倉庫が建っている状況でございます。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは現地調査をされました、委員の報告をお願いいたします。</p>

石田委員	<p>石田です。番号1ですけれども、申請地は●●●●●、●●●●●を●●●●●から●●●●●に3kmくらいですかね。ページ23ページ。資料の15を見ていただきたいんですけども、●●のバス停があって、●●●●●と書いてあって、●●●●●の既に新しい道が出来ているんですけど、この地図では●●になっています。入口、●●のバス停。ここが申請地です。左折して、●●●●●の方に入っていくんですけども、民家がいくつか点在しております。ここにサンデンのバス停があります。この地域に申請者の●●さんの土地があります。それから、●●●●●の方に向かって約150mくらいですか。山のような、山林のような所を歩いて行くと、ちょうど自動車道のカルバートがあります。記載は美祢68と書いてある。カルバートの入口、出口付近です。この辺りにあります。中国自動車道を建設するにあたっての残地のような形になっております。写真にもございます。既に山になっている状況です。面積は少ない面積なんですけど農地が少し残っているという事で現況証明をする事に特に問題はないというふうに思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番。</p>
井町委員	<p>12番の井町です。農地法第3条の規定で審議がされました、●●さんの関係で、耕作状況の確認を再度いたしました。先程も申しましたが、その時に100年以上かは分からないですが、圃場整備した前からこのようになっているという事で、もう随分昔からこういう事になっているという事で、もう現況証明で出そうという事で申請が出されましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。2番の件ですが、●●さんの話では、「私が覚えている限りではもう既にあそこは農地ではなかった」という事でございますので、もう70過ぎておられると思いますので、かなり前からというふうに思います。今はかなり4、50年経ったような倉庫が建っております。それは事実です。</p> <p>地元委員さんより補足説明ありましたら、お願いいたします。</p>
大橋推進委員	<p>1番の●●さんの件ですけども、当日は病院の方に行く用事がありましたので、行かれませんでしたので後日、現地を私も見ましたけれど、石田さんが言われた通り間違いはないと思います。</p>
議長	<p>2番。</p>
岩山推進委員	<p>大田の岩山と言います。●●さんの方のこの倉庫ですが、かなり4、50年使った貫禄がありまして、周りも梅の木が茂っているような状況です。そういう事で、現地確認の報告をします。よろしくお願い致します。</p>

議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさんより何かご意見がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。（「はい」の声） それでは、特に発言ないようでございますので報告第3号を終わらせていただきます。</p> <p>それでは続きまして、議事順位第10 報告第4号 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書についてを議題といたします。事務局より報告事項の朗読、並びに説明をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読。</p> <p>今回4件。●●●●●株式会社、農事組合法人 ●●●、●●、●●●●●から提出がありました。提出されました報告書の事業の状況、構成員の状況、執行役員の状況等を審査いたしましたところ適正でありました事をご報告申し上げます。以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。委員のみなさまより何かご意見がございましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。特に発言がないようでございますので、報告第4号を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、農業相談日の状況について、当番委員の方より報告をお願いします。</p>
岸委員	<p>農業相談日、6月11日に1件ございました。当番委員は、私、岸と俵さんと萬代さん。3人揃うと難しい相談かな。しばらく受ける事なかったのに、また発生してしまったという状況でございますが、1件は●●●●●近辺の農地でございます。相談者は土地所有者の次女の方で、現在は●●●●●にお住まい。お父さんが亡くなられて、耕作者がいないという事で、農地をどうしたらいいかというご相談でございます。いろいろご本人さんもどこに農地があるのかもあまりはっきりしない中での話でしたけど、農地基本台帳を役場から取り寄せられて、おおよそのところが分かってきました。1つは、圃場整備がされていない整備田について、若干ハウスを元々お父さんが作られて、ハウスの上屋と下の足場の所がセットで別の生産者の方に、これちょっと遠い●●●の方らしいんですけど、渡す口約束をされて上物だけ先に持って行かれて、足場がまだ残っている状況になっているので、近くの農家の方に「足場があるとそのままでは使いようがないよ」という事で、撤去してもらえば次の方が作れるのではないかという事で、それを優先してくださいという事で言っております。「そのように進めます」という事で言われておられて、整備田ですから次の耕作者については、農業推進委員、今は本当でしたら榎崎さんが地域担当ですけども、「瀧山さんと次の方を探す事についてをご相談してください」という事をお願いしています。それから、未整備田については、所定地が地図を見ても番地が載っていない。どうも山林化しているのではないかという所もありまして、この辺はその地域に詳しい野上さん、司法書士。あの辺はよくご存知なんです。ですので、「野上さんともう一度ご相談されて必要な手続きを取られては如何でしょう」という事で回答をしています。以上でございます。</p>



議長	<p>ありがとうございます。大変ご苦勞をかけしました。今の報告で何か委員のみなさんより意見等ございましたらお願いいたします。ありませんでしたら、次に移りたいと思います。委員のみなさんから何かご意見、申し出等ございましたらお願いします。ないようでしたら、私の方から1つ提案をさせていただこうと思います。農業委員と推進委員のいろんな面でのレベルがどんどんひらいてきているというふうに思います。というのが、昔農業委員をしておられた推進委員の方は、それなりに農地法等について熟知しておられる部分があるんですが、新しく推進委員になられた方の中には、この会議にほとんど出てくる事のない推進委員さんもかなりいらっしゃるように感じています。2年経過しまして、来月推進委員の集まり等含めてやりますので、来月より全員、農業委員会総会に推進委員さんも参加してもらおうという事で行きたいと思います。推進委員さんは意見は述べられますけれど、賛否の決議権はありませんから、なんですけれど、いろいろ考えた末、こんな事を言ったら不公平になるかもしれないかもしれませんが、報酬としても農業委員さんと推進委員さんの報酬とそんなに大きく違わないんですよね。その辺も含めて勉強をしてもらおうと言う事で全員参加にしたいなど。あと1年ありません。7月からですからちょうど1年ですか。それしかありませんから、やってみてどのくらい、どういうふうな形になるのかというのをこの次の委員会に、引継いでいけたらなというふうに思っております。また、次の新しい委員会ができた時に、どうするかというのは考えていけばというふうに思っております。それと、前にも言ったかも分かりませんが、いろんな面での美祢市の農業委員会の農業委員さんの報酬については、推進委員さんの報酬についてはそれなりに県並に近いところにいるんですが、農業委員さんの報酬については、どうも県内で一番最低なような感じでした。というのが、秋芳と美東の委員さんについては上がっているんですけど、美祢市の委員さんについては私が知っている限りでは、もう20年近く報酬が改定されておられません。その辺で、この前新しく市長が当選されまして、市長に挨拶に行った時に報酬を上げる方向での検討をお願いしますという事で、申し入れをしてみました。事務局の方も今から予算の事があると思いますが、その中で報酬の件についても努力と言いますか、ご無理をかけますけれど予算要求の中に出していただけたらというふうに思います。私の思いを一言申させていただきました。よろしく願いをいたします。また、推進委員さんの件は、来月集まりますのでその時にもう一度、推進委員さんの方には案内したいと思います。よろしく申し上げます。</p> <p>事務局の方から何かございましたら、お願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは事務局より、今後の日程についてお知らせをいたします。全体会と総会についてなんですが、7月16日火曜日、午後1時30分から行います。先に総会をやるか全体会をやるか、今、検討をしております、また通知の中でお示しをしたいと思います。</p>
事務局	<p>号令</p>

午後 3 時 1 5 分閉会。

議事録は正確なることを認め署名、押印する。

令和元年 6 月 1 4 日

議長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

--	--

--	--

